

📌 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

無登録貸金業者、所謂ヤミ金甘い条件で貸付等の勧誘を行うケースがまだまだあるようです。そこで、「登録貸金業者情報検索入力ページ」をご紹介します。同サイトでは、貸付を勧誘してきた業者が登録しているかどうかを確認することができます。同様の事例に遭遇した場合には、ヤミ金による悪質な行為を撲滅するためにも、必ず同サイトを確認されることをお勧め致します。

「登録貸金業者情報検索入力ページ」
<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

日時：平成25年4月22日(月) 受付 午後4時20分より
内容：開会挨拶 午後5時00分より
(第一部) 研究部会・研修会 午後5時20分頃より
テーマ「2013年度の経済展望」～日本経済は復活するのか～
講師：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
調査部長 鈴木明彦氏
(第二部) 情報交換懇親会 午後7時00分頃より午後8時30分
会場：ホテル日航大阪 32F・ジェットストリーム 会費：6,000円

※本年1月号では4月23日(火)とご案内しておりましたが、正しくは上記の通りです。
開催日の訂正をご案内いたしますと共にお詫び申し上げます。

東南アジアは海外でなく内需として捉える時代！

—TFGのベトナム進出支援企業がセミナーを開催—

去る1月23日、大阪産業創造館にて「ベトナムビジネスのホントのところ」と題した経営セミナーをTFGが株式会社ライフサイズに協賛して開催されました。杉山社長が進出時の赤裸々な現地の現状を伝え、熱心な質問が相次ぎました。次回の企画もご期待ください。

●3月には「ベトナム・ホーチミン視察ツアー」が企画されています。詳細は共栄会事務局まで。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援... T&Fgroup TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 谷風行寛

中小企業の健全性支援マガジン (毎月1日発行)

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2013.2 No. 258

健全性支援実績No1を目指す!

T&Fgroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 国税通則法の改正について
- II. 改正高年齢者雇用安定法について
- III. 今年の確定申告について
- § 春の例会及び戦略セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・経済産業省・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 今年の確定申告はココに注意!

確定申告の期限が近づいてきました。今回の確定申告において税制改正で影響がある項目を以下に挙げておきますので、ご参考にして下さい。平成22、23年度の改正事項のうちで、平成24年度分の所得税から適用される主な制度について本号で取り上げております。

■ 生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に締結した新保険契約に関しては、介護医療保険料控除が創設されるとともに、新契約に係る介護医療保険料控除、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円となっており、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じて、同保険契約に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。なお、平成23年3月31日以前に締結した旧保険契約に関しては、従前の保険料控除が適用されます。新契約と旧契約の双方に関して、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合については、各々の適用限度額は4万円となります。

■ 減価償却制度の改正

減価償却資産の定率法の償却率は従前、1/耐用年数を2.5倍した割合としていましたが、平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産については、2.0倍した割合とされています。但し一定の条件を満たす場合、従前の償却率で償却費の額を算出できる経過措置があります。また、平成24年度以後の各年度に取得した減価償却資産に関しては、減価償却の取得価額等を調整する制度について、従前の国税局長の承認を受けた使用可能期間ではなく、未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなされます。

■ 雇用者数が増加した場合の所得税の特別控除の創設

本年及び前年において離職者がいないことの証明がされた青色申告書を提出する個人に関して、平成24年から平成26年までの各年のうち、一定の条件を満たす場合、その年分の事業所得に係る所得税額の10%相

当額(中小企業は20%)を上限として、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる制度が創設されています。

■ 認定低炭素住宅に係る住宅ローン控除の創設

複層ガラスや太陽光パネルの設置などによって、一定の認定基準を満たす認定低炭素住宅に係る住宅借入金等特別控除制度が創設されました。なお、認定長期優良住宅に係る住宅ローン控除の税額控除限度額については、従前100万円から50万円に引き下げられるとともに、適用期限が2年延長されました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

■ 認定NPO法人に寄付した場合の寄付金控除等の改正

NPO法人に係る新しい認定制度が施行されたことに伴い、認定NPO法人に寄付した場合の寄付金控除の特例及び認定NPO法人寄附金特別控除の対象となる寄附金の対象範囲が改正されて、同制度で認定を受けたNPO法人及び仮認定を受けたNPO法人にその認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄附金についても、その対象とすることができるようになりました。

厚生労働省情報コーナー

■ 平成24年賃金構造基本統計調査概況について

賃金構造基本統計調査は、全国の主要産業で働いている労働者の雇用形態や職種、性、学歴別などの賃金の実態を調査した統計ですが、平成24年の賃金構造基本統計調査概況として都道府県別の統計が発表されており、都道府県別の賃金水準は東京都が365,200円と最も高く、神奈川県が2番目となっており、青森県が227,200円と最も低くなっているという結果になっています。なお、都道府県別の平成24年の賃金の増減については、平成23年と比べて増加したのは22県、減少したのは25都道府県となっています。

経営指標解説コーナー

■ 資本分配率とは

資本分配率とは、付加価値を人件費以外の設備投資などに、どれだけ分配したのかを示す指標です。同指標の逆数が労働分配率で、付加価値を人件費にどれだけ分配したのかを示す指標となっています。つまり付加価値の中で人件費が占める割合が労働分配率、人件費以外の設備投資などが占める割合が資本分配率という関係になります。本来、資本分配率は資本収益率と資本係数を乗じて計算するのですが、簡易的に、まずは人件費を付加価値額で割って計算して労働分配率を算出し、その逆数として、100から労働分配率を差し引いて算出することもできます。なお、付加価値には様々な計算式がありますが、経常利益や人件費、減価償却費などを足して算出します。また、資本分配率は50%を超えることが望ましいとされていますが、付加価値に占める人件費の割合を50%以下に抑えることと同義だということになります。人件費及び設備投資等への経営資源の分配の適正化に役立つ指標ですので、是非ご活用下さい。

実の把握を困難にすると判断された場合については、事前通知せずに実地調査が行われる場合があります。また事前通知するのは実地調査が対象であり、実地調査に先立つ内定調査や反面調査などについては事前調査の対象外となっています。なお、あくまで事前に通知されるのは調査を実施する目的であって、調査対象として選定された個別の具体的な根拠や理由については、事前通知の対象外となっています。

■ 質問事項への回答や帳簿書類等の提出等について

税務調査に際しての質問事項への回答や帳簿書類等の提出や提示について、その手続きが法令上明文化されました。また、同手続きの明確化に伴い、その実行力を担保するために、正当な理由なく帳簿書類等の提出や提示を拒否したり、虚偽の回答や帳簿書類等を提出した場合について、1年以下の懲役等の罰則が設けられています。

経済産業省情報コーナー

■ 登録商標の更新時期にご注意下さい。

お蔭さまで、弊社「TFG」のロゴも商標登録をしてから10年が経ち、再登録の時期を迎えております。皆様も自社の「商標」が盗用されないよう、更新時期には気をつけていただきたいものです。昨今は、訴訟事件も多く、自社の利益を防衛する意識を高める意味でも一度、自社の商標登録日をご確認してはいかがでしょうか。

中小企業庁情報コーナー

■ 中小企業再生ファンドが続々組成されています

平成24年度に約24の「中小企業再生ファンド」が全国的に組成されています。これは、中小企業再生支援協議会等と連携し、資本状況により出資されるもので、一般的なファンド会社の支援(短期ハイリターン型)とは異なります。本来の企業の特異性等を活かして、いかに再生を図るか。円滑法が3月に終了した場合、今後、その存在感が一層顕現する可能性があります。真の再生支援を期待したいものです。なお、地域中小企業再生ファンドとして大阪で組成されたファンドの概要は以下の通りです。

組合名	組成時期	無限責任組員	ファンド総額
おおさか中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合	平成18年4月28日	オリックス株式会社	25億円

中小企業庁情報コーナー

■ 経営革新支援機関として新たに1,711機関が認定

「中小企業経営力強化支援法」に基づき、今回で約3,800機関が認定されることとなります。支援法では、中小企業の経営強化の施策と共に、中小企業の海外進出を促進するための資金調達を円滑にする施策も目的としています。「TFG」でもベトナムを中心に東南アジア進出を支援しています。まずは経営力強化の第1歩を踏み出しましょう！

Ⅱ. ご存知ですか？「改正高年齢者雇用安定法」

— 平成25年4月から高年齢者の継続雇用制度が変更になります —

高年齢者の雇用継続は、従業員の無年金・無収入者対策という社会的意義とともに、ノウハウ等を社内に蓄積・継承させる目的や社員のモチベーションの維持など、中小企業経営者にとっても、大変重要な経営課題となっていることと思います。その高年齢者の雇用継続については、既に定年の引き上げ又は定年の定め廃止、継続雇用制度の導入のいずれかの措置の実施によって、所謂高年齢者雇用確保措置の実施が義務付けられていますが、平成25年4月以後に関しては、雇用継続制度等が改正されることとなっております。大変重要な改正項目ですので改正高年齢者雇用安定法の概要を、下記に解説致します。

■ 継続雇用制度の対象者を限定できなくなります

従前は労使協定によって、継続雇用制度の対象者を限定することが可能でしたが、改正法の施行後については、雇用の継続を希望する者の全員を継続雇用制度の対象とする必要があります。但し、平成25年3月31日までに対象者を限定する基準を規定する労使協定を締結していた場合に限っては、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者に限定した基準を規定することが認められています。

〈老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢〉

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 61歳

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで 62歳

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで 63歳

平成34年4月1日から平成37年3月31日まで 64歳

■ 雇用継続制度に関する雇用先がグループ会社まで拡大されます

従前は、継続雇用制度の受け皿となる雇用先については、その当該会社だけとなっていました。今後はグループ会社も受け皿となることができます。これを特殊関係事業主といい、その受け皿となる特殊関係事業主の範囲については、厚生労働省令で定められており、親法人、子法人、関連会社が対象であり、関連会社については、他の会社の法人等の財務や営業、事業方を決定する機関である意思決定機関を支配している必要があります。なお、同事業主が引き続いて雇用を継続する場合は、送り出しの事業主と同事業主の間で、雇用継続に関する契約を締結している必要があります。

■ 義務違反企業に対する公表規定が創設されます

高年齢者雇用確保措置義務に違反している企業については、その是正勧告等に従わなかった場合、企業名を公表する規定が創設されています。

■ 高年齢者雇用確保措置義務の注意点

同措置義務について、当分の間、60歳以上になる労働者がいない場合であっても、雇用確保措置を実施する義務があります。その雇用形態については、フルタイムやパートタイム、賃金、

待遇などの労働条件を変更する形で雇用を継続することが認められていますが、これらの雇用確保措置については、就業規則に定めておく必要があります。また老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者に限定した基準とする場合についても、3年毎に対象年齢が1歳ずつ引き上げられることを就業規則に明記しておかなければならないので、注意が必要です。

一定の条件を満たす場合、従前の償却率で償却費の額を算出できる経過措置があります。また、平成24年度以後の各年度に取得した減価償却資産に関しては、減価償却の取得価額等を調整する制度について、従前の国税局長の承認を受けた使用可能期間ではなく、未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなされます。

■ 雇用者数が増加した場合の所得税の特別控除の創設

本年及び前年において離職者がいないことの証明がされた青色申告書を提出する個人に関して、平成24年から平成26年までの各年のうち、一定の条件を満たす場合、その年分の事業所得に係る所得税額の10%相当額(中小企業は20%)を上限として、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる制度が創設されています。

■ 認定NPO法人に寄付した場合の寄付金控除等の改正

NPO法人に係る新しい認定制度が施行されたことに伴い、認定NPO法人に寄付した場合の寄付金控除の特例及び認定NPO法人寄附金特別控除の対象となる寄附金の対象範囲が改正されて、同制度で認定を受けたNPO法人及び仮認定を受けたNPO法人にその認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄附金についても、その対象とすることができるようになりました。

III. 税務調査手続きが変わっています

— 国税通則法の改正について —

中小企業経営者のほとんどは「税務調査」をご存知であっても、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税務調査手続きなどを規定している国税通則法をご存知の方はあまり多くないように思います。その国税通則法ですが、税務調査の予見可能性を高め、調査手続きの透明性を高めることを目的として改正されており、従前は現場で判断・運用されていた事前通知や調査終了時の手続き、帳簿書類等の提示、提出、預かり、返還などの手続きについて、同法において集約され、明文化されることとなりました。税務調査は中小企業経営者の関心が高い分野であることから、国税通則法の改正内容について、下記に解説致します。

■ 税務調査の事前通知や終了通知について

原則として、実地調査を開始する日時や実施場所、調査の目的、調査対象となる帳簿書類その他の物件などについて、事前に納税者などに通知すること及び調査終了の通知を行うべきことが法令上明文化されました。但し、事前通知をすることで証拠の隠ぺい等によって、正確な事